



# 鳥取県公報

平成18年6月9日(金)  
第7794号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (406) (東部総合事務所県民局) ..... 1
	都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (407) (景観まちづくり課) ..... 1
	遊漁規則の変更の認可 (408) (水産課) ..... 2
調達公告	公募型プロポーザル方式による受注者の選定 (行政経営推進課) ..... 3

## 告 示

### 鳥取県告示第406号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年7月31日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年6月9日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 申請のあった年月日

平成18年5月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おあしす

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

河上 良枝

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市国府町分上二丁目266-2

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対する小規模で家庭的な介護福祉事業を出発点に、障害者や児童等にも優良かつ利用者の立場に立った福祉サービスを展開していくことにより、地域の福祉および教育の向上と、それを通して生み出されるまちづくりや文化の創造につながる道筋となることを目的とする。

### 鳥取県告示第407号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年6月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画地区計画 鮎ヶ丘地区地区計画

## 2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

## 鳥取県告示第408号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年6月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 漁業権者の名称及び住所

天神川漁業協同組合

倉吉市西倉吉町7 - 12

## 2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第2号

## 3 認可に係る変更の内容

天神川漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
(禁止区域) 第5条 略 2 次の表の左欄に掲げる漁法による遊漁は、同表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、行ってはならない。			(禁止区域) 第5条 略 2 次の表の左欄に掲げる漁法による遊漁は、同表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、行ってはならない。		
漁法	禁止区域	禁止期間	漁法	禁止区域	禁止期間
投網	略	1月1日から12月31日まで	投網	略	1月1日から12月31日まで
	小鴨川（その支流を含む。）のうち倉吉市関金町今西地内のえん堤から上流の区域			小鴨川（その支流を含む。）のうち東伯郡関金町大字今西地内のえん堤から上流の区域	
	略	略		略	略
さお釣り（フライ・ルアーを除く。）	小鴨川のうち倉吉市関金町堀地内の堀橋上流えん堤から同町明高地内の明高三段えん堤までの区域	3月1日から9月30日まで	さお釣り（フライ・ルアーを除く。）	小鴨川のうち東伯郡関金町大字堀地内の堀橋上流えん堤から同町大字明高地内の明高三段えん堤までの区域	3月1日から9月30日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においてさお釣りをを行う場合の遊漁料は、同表の右欄に定めるとおりとする。

区域	遊漁料
倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口から下流の砂防ダムまでの区域	1日限り 3,500円

4 遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所（倉吉市西倉吉町7-12）又は組合が第8条第1項で定める遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）の発行業務を委託した取扱所において納付しなければならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においてさお釣りをを行う場合の遊漁料は、同表の右欄に定めるとおりとする。

区域	遊漁料
東伯郡関金町大字小泉の小泉川養魚場取水口から下流の砂防ダムまでの区域	1日限り 3,500円

4 遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所（倉吉市大平町103-2）又は組合が第8条第1項で定める遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）の発行業務を委託した取扱所において納付しなければならない。

4 変更後の遊漁規則の施行の日  
平成18年6月9日

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成18年6月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取県情報統合管理推進（IT調達支援）業務

(2) 業務の内容

鳥取県における情報システム調達、情報システム最適化について、専門的立場から、指導及び助言を行うことにより、コスト削減、情報システム全体の最適化を推進するものである。

ア 情報システム開発予算要求時における、企画書及び予算要求額に関する審査及び助言

イ 情報システム調達時における、仕様書及び開発経費に関する審査及び助言

ウ 主要開発プロジェクトへの参加及び助言

エ 「鳥取県情報システム調達ガイドライン」策定に関する助言

オ 将来県が策定予定の情報システム最適化計画の事前調査として実施する「情報システム最適化基本計画(仮称)」原案策定に関する助言

(3) 業務期間 契約締結日から平成20年3月31日(月)まで

(4) 委託料 20,000千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年6月9日（金）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成18年6月9日（金）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 本件業務の企画提案書の提出の日までに、平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、情報処理サービスに係るものを有すること。  
なお、このプロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年6月23日（金）までに5の(6)の場所に提出すること。
- (5) 平成18年6月9日現在において本県との間で情報システム及びネットワークシステムの保守又は運用に係る契約を締結しておらず、かつ、平成18年度及び19年度においてこれらの契約を締結する予定のない者であること。
- (6) 平成15年4月1日以降、国、都道府県又は政令指定都市において、C I O（最高情報統括責任者）補佐業務又はこれに類似する業務を受託した実績があること。

### 3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、地方公共団体における情報システム調達の課題と対策についての基本的な考え方、会社の実績、ITに関する基本的スキル等の評価項目について、別に定める評価基準に基づき各評価委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。

### 4 最優秀提案者の選定

3により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として鳥取県行政経営推進課長が選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。

### 5 手続等

#### (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課行政情報管理室

電話 0857 - 26 - 7613,7614

電子メール gyouseikeiei@pref.tottori.jp

#### (2) プロポーザル参加要領等の交付

##### ア 交付期間

平成18年6月9日（金）から同月16日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (3) 参加表明書及び業務実績の提出

##### ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、参加要領に基づき参加表明書を作成し、業務実績に係る契約書等の写しを添付して、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による

同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）によること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成18年6月23日（金）午後5時まで

なお、送付による場合は、同日午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

(2)で交付するプロポーザル参加要領に基づき企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成18年7月7日（金）午後5時まで

(5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、プロポーザル参加要領に基づき質問書を作成し、電子メールを利用して提出すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成18年6月27日（火）正午まで

(6) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857 - 26 - 7433

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、得点順に順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

(1) 契約書の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5の(1)に同じ。

(3) 詳細は、プロポーザル参加要領による。

